

# 福祉だより ④

## (老人家庭奉仕員派遣事業)

### 老人家庭奉仕員派遣事業

老衰、心身の障害及び傷病等により体が不自由になったお年寄りを、日常生活の世話が家庭で十分に行えない場合に、家庭を訪問して、そのお年寄りが健全で安らかな生活を送ることができるよう援助するとともに、家族の介護負担の軽減を図ることを目的とした事業です。

### 派遣対象世帯

日常生活を営むのに支障がある、概ね65歳以上のお年寄りがある世帯で、そのお年寄りを家族により介護を行うことが困難な状況にある場合、または介護者が得られない場合に派遣の対象となります。

### 業務内容

家庭奉仕員の行う業務は、次のとおりです。

- ①食事の世話
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の掃除、整理整頓
- ④身の回りの世話
- ⑤生活必需品の買物
- ⑥医療機関等との連絡、通院介助
- ⑦その他必要な家事介護及び相談

### 派遣手数料

派遣手数料は、所得税が課税されていない世帯は無料で、課税されている世帯については、時間単位で次のとおり負担していただきます。

派遣対象世帯の区分	金額 (1時間当たり)
生計中心者の前年所得税年額が9,600円以下の世帯	200円
生計中心者の前年所得税年額が9,601円以上32,400円以下の世帯	350円
生計中心者の前年所得税年額が32,401円以上42,000円以下の世帯	500円
生計中心者の前年所得税年額が42,001円以上の世帯	650円

### 申請の手続き

申請書等必要な書類は、住民福祉課福祉係にあります。

お問い合わせは、役場住民福祉課福祉係

☎ ⑧1211 内線154

## 福祉豆辞典

特別養護  
老人ホーム

からだに重い障害しょうがいがあるため日常生活にさしつかえがあるお年寄りの世話をにちじょうするところです。

戦後、ソ連またはモンゴルの地域において強制抑留中に死亡された方  
強制抑留中、死亡された方の遺族へ

### 慰労品の贈呈

戦後、ソ連又はモンゴルの地域において強制抑留中に死亡された方(帰還途上死亡された方も含む)の遺族で九月一日において日本国籍のある方に慰労品(書状、銀杯)が贈られることになりました。

遺族の範囲・順位 ● ①配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同じ事情にある者を含む)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

請求期限等 ● 平成元年9月1日から平成5年3月31日まで

● 請求書類は、役場住民福祉課福祉係においてあります。

請求書等の送付先及び問い合わせ先

〒112 東京都文京区大塚5の3の13

● 平和祈念事業特別基金業務第二課 ☎ 03(945)4703・4707